

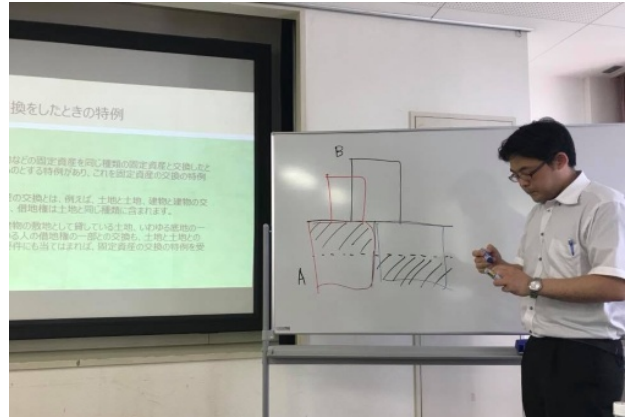
平成30年
9月号

濱田会計事務所通信

平成30年9月2日発行 Vol.13

先日、近畿青年税理士連盟兵庫県支部研修部部長として、兵庫県青年司法書士会の会員向けに譲渡所得の研修を行いました。

不動産を売却すると譲渡所得の対象となりますが、譲渡所得には様々な特例があり、適切に処理を行わない場合不利益を被る事もあります。不動産登記に係わる司法書士の先生方に大変興味深く聞いて頂き、僕自身も資料を作成する過程で改めて勉強し直す事が出来ました。



<税務/会計トピックス>

先端設備を導入した場合の固定資産(償却資産)税の特例

平成33年3月31日までに中小企業が行った一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。

対象者

中小企業者等(資本金1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)

対象地域

導入促進基本計画の同意を受けた市町村

対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】

- ◆ 機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆ 測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆ 器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆ 建物附属設備(60万円以上/14年以内) 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

その他の要件

- ◆ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ◆ 中古資産でないこと

この特例の適用を受けるためには、設備の取得前に工業会証明書や経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

前もって準備が必要な制度ですので、制度の適用を受ける事を検討される方はお早めにご相談下さい。



<相続・贈与税のお話し>

贈与時の生命保険の活用

実務においては、毎年一定額の金銭を子や孫へ振込みをしている贈与がよく見受けられます。しかし、単に子ども名義の通帳へ振込みをしているだけでは、子が貰ったという認識がなく贈与の成立を否認されるケースもあります。そのような事態を避ける方法の一つに、金銭の受贈者が保険の契約者となり、贈与により取得した現金を保険料の払込みに充てる事で贈与の成立を明確にさせる方法があります。

メリット

- ① 被相続人の相続財産を減らしつつ、納税資金を確保することができる。
- ② 子や孫の金銭感覚や生活感を狂わせずに金銭を贈与することができる。

注意点

- ① 契約形態や保険事故の発生のタイミングによっては所得税や贈与税の課税対象となる場合がある。
- ② 保険契約の内容によっては将来受け取る保険金額が掛金を下回る場合がある。
- ③ 保険料負担者が小さなお子様などの場合は、子供名義の預金は贈与者でない親権者が管理処分する。



毎年定期的に行う金銭の贈与は、非常に簡単で良く知られている相続税対策ですが、贈与とは契約の一種なので一方的に相手方に金銭を贈与するだけでなく、贈与を受けた相手側が贈与を受けたと認識しておく必要があります。若い子供や孫に多額の現金を所有させる事がご心配の方は、生命保険を活用する事も一つの方法ですので生前贈与をご検討の方は是非一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

